6．たな卸資産の評価基準及び評価方法
　出版物
　個別法による低価法を採用しております。
7．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
　海外研究連絡センターにおいて期末日に保有する外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理する方法を採用しております。
8．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
　10年利付国債の平成29年３月末利回りを参考に0.065％で計算しております。
9．消費税等の会計処理
　消費税等の会計処理は、税込方式によっております。
10．会計方針の変更
　運営費交付金収益の計上基準については、前事業年度まで改訂前の「独立行政法人会計基準」第81（注解60）に基づく業務達成基準を採用していたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、改訂後の第81（注解60、注解61）に基づく業務達成基準を採用しております。
　なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。
　これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、経常利益、税引前当期純利益はそれぞれ539,433円増加しております。なお、行政サービス実施コストに与える影響はありません。

注記事項

1．区分経理関係
　独立行政法人日本学術振興会法第19条に基づき、同法第15条で定められる当法人の業務のうち、同法第18条第１項に規定する業務（学術研究助成業務）について特別な勘定を設けて経理しております（学術研究助成業務勘定）。
　同法第15条の第１号から第９号に掲げられる業務のうち、上記業務を除いた業務は一般勘定で経理されております。
2．貸借対照表関係
⑴　運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額　750,597,800円
⑵　次期の運営費交付金から充当されるべき引当外賞与見積額　96,313,407円
⑶　次期の学術研究助成基金補助金から充当されるべき引当外賞与見積額　6,747,949円
3．キャッシュ・フロー計算書関係
　資金の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金	90,788,996,384円
資金期末残高	90,788,996,384円

4．行政サービス実施コスト計算書関係
⑴　厚生年金基金の代行返上に関する事項
　当法人が加入する文教関係団体厚生年金基金の代行部分について、平成27年11月１日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。
　当事業年度末現在において測定された返還相当額（最低責任準備金）は157,161,146円であり、当返還相当額（最低責任準備金）の支払が当事業年度末に行われたと仮定して「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）第46項を適用した場合に生じる行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額（控除見込額）は29,551,620円であります。
　また、これに伴い「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第63号）附則第10条に基づき、最低責任準備金の一部を平成27年度に国に前納（128,880,721円）しておりますが、当該前納額は年金資産に含めております。
⑵　国及び国立大学法人からの出向職員に係る引当外退職給付増加見積額は55,224,384円です。
5．金融商品関係
⑴　金融商品の状況に関する事項
　当法人が保有する投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、国債のみを保有しており、株式等は保有しておりません。
⑵　金融商品の時価等に関する事項
　期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　現金及び預金	90,788,996,384	90,788,996,384	0
⑵　未収金	3,843,046,841	3,843,046,841	0
⑶　投資有価証券	199,783,875	207,260,000	7,476,125
満期保有目的債券	199,783,875	207,260,000	7,476,125
⑷　未払金	(5,615,200,105)	(5,615,200,105)	(0)

注）負債に計上されているものは、（　）で示しております。
（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項
⑴　現金及び預金、⑵　未収金
　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
⑶　投資有価証券
　満期保有目的債券
　満期保有目的債券は、取引所から提示された価格によっております。
⑷　未払金
　未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
6．賃貸等不動産関係
　当法人は、時価等を開示すべき賃貸等不動産を保有しておりません。
7．資産除去債務
　当法人においては、賃貸借契約に基づき使用する本部事務所について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、現在、事務室移転等の計画はありません。
　今後、不要となる事務・事業に係る事務所の一部退去を行うことは有り得ますが、当該事務・事業の変更に関する当法人の意思決定は、主務省庁の総合的判断を前提に行われることから、その時期及び範囲については現在未確定であります。
　このようなことから、当該資産除去債務については、履行時期及び履行時期の範囲と蓋然性ないし当法人が負担する除去費用の金額及びその発生確率を予測することは困難であり、資産除去債務を合理的に見積ることができないため計上しておりません。
8．重要な債務負担行為
　該当する事項はありません。
9．重要な後発事象
　該当する事項はありません。